

通所介護重要事項説明書

令和6年5月11日改定

当施設は介護保険の指定を受けています。

(青森県指定 第0272700329号)

当施設はご契約者に対して通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。(要介護認定をまだ受けてない方でもサービスの利用は可能です)。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 恵心会
- (2) 法人所在地 青森県三戸郡三戸町大字斗内字和田 60-1
- (3) 電話番号 0179-23-4111
- (4) 代表者氏名 理事長 武士澤 勝義
- (5) 設立年月日 平成5年4月9日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所 平成12年4月1日指定
※当事業所は特別養護老人ホーム鶴亀荘に併設されています。

(2) 事業所の目的

当事業所の目的は次のとおりとなっています。

高齢者が要介護状態となった場合においても、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能回復訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

- (3) 事業所の名称 デイサービスセンター鶴亀(指定通所介護事業所)

- (4) 事業所の所在地 青森県三戸郡三戸町大字斗内字和田 60-1

- (5) 電話番号 0179-23-4113

- (6) 事業所長(管理者)氏名 原 佳 毅

(7) 当事業所の運営方針

- ① 指定通所介護の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営む上で必要な援助を行います。
- ② 指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ③ 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
- ④ 指定通所介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、生活指導、機能訓練、その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供します。特に認知症の状態にある利用者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供を行います。
- ⑤ 利用者ニーズ及び地域や時代のニーズを的確に把握し、地域に密着した事業所を目指します。

- (8) 開設(サービス開始)年月日

通所介護 平成6年6月1日

- (9) 通常の事業の実施地域 三戸町、田子町、南部町、二戸市

(10) 営業日及び営業時間

	通所介護
営業日	月曜日～土曜日（但し、1月1日から1月2日までを除く）
受付時間	8：30～17：30
サービス提供時間帯	9：20～16：30

(11) 利用定員

通所介護 35人

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種を配置しています。

<主な職員の配置状況>*職員の配置については、指定基準を遵守しています。

○通所介護

職種	通所介護	
	職員数	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名	1名
2. 生活相談員	1名以上	1名
3. 看護職員	1名以上	1名
4. 介護職員	5名以上	5名
5. 機能訓練指導員	1名以上	1名
6. 運転手	1名以上	
7. 環境整備	1名以上	

<主な職員の勤務体制>

職種	通所介護
1. 介護職員	勤務時間 8：30～17：30 ☆毎日、7名～11名の介護職員が勤務します。
2. 看護職員	勤務時間 8：30～17：30 ☆毎日、1名～3名の看護職員が勤務します。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

○通所介護サービス

また、このサービスの料金について、次の2つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

<サービスの概要>

①送迎

事業者が保有する自動車により、ご契約者の居宅と事業所までの間の送迎を行ないます。

②入浴介助

ご契約様の入浴の介助を行います。寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄介助

ご契約者の排泄の介助、おむつ交換を行います。

④食事介助

介助が必要なご契約者に対して介助を行ないます。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。

⑤アクティビティ

集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた機能訓練と個別リハビリを行います。

<サービス利用料金>

サービスの利用料金は、ご契約者の要介護状態区分と負担割合により次の通りとなります。

○基本料金

単位；円

サービス提供時間	要介護状態区分	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
3時間以上 4時間未満	要介護1	3,700	370	740	1,110
	要介護2	4,230	423	864	1,269
	要介護3	4,790	479	958	1,437
	要介護4	5,330	533	1,066	1,599
	要介護5	5,880	588	1,176	1,764
4時間以上 5時間未満	要介護1	3,880	388	776	1,164
	要介護2	4,440	444	888	1,332
	要介護3	5,020	502	1,004	1,506
	要介護4	5,600	560	1,120	1,680
	要介護5	6,170	617	1,234	1,851
5時間以上 6時間未満	要介護1	5,700	570	1,140	1,710
	要介護2	6,730	673	1,364	2,019
	要介護3	7,770	777	1,554	2,331
	要介護4	8,800	880	1,760	2,640
	要介護5	9,840	984	1,968	2,952
6時間以上 7時間未満	要介護1	5,840	584	1,168	1,752
	要介護2	6,890	689	1,378	2,067
	要介護3	7,960	796	1,592	2,388
	要介護4	9,010	901	1,802	2,703
	要介護5	10,080	1,008	2,016	3,024
7時間以上 8時間未満	要介護1	6,580	658	1,316	1,974
	要介護2	7,770	777	1,554	2,331
	要介護3	9,000	900	1,800	2,700
	要介護4	10,230	1,023	2,046	3,069
	要介護5	11,480	1,148	2,296	3,444

※ご利用者様負担額は1回あたりの利用料金となります。

○加算料金

単位；円

加算名称		介護報酬額	ご利用者様負担額		算定回数等
入浴介助加算	I	400	1割	40	入浴実施回数
			2割	80	
	II	550	1割	55	
			2割	110	
サービス提供体制強化加算	I	220	1割	22	サービス提供回数
			2割	44	
	II	180	1割	18	
			2割	36	

	Ⅲ	60	1割	6	
			2割	12	
科学的介護推進体制加算		400	1割	40	1月につき
			2割	80	
			2割	112	
送迎減算		-470	1割	-47	片道につき
			2割	-94	
介護職員処遇改善加算Ⅰ *1		所定単位数に5.9%を乗じて算出した額			1月につき
介護職員等ベースアップ 等支援加算 *2		所定単位数に1.1%を乗じて算出した額			1月につき
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) *3		所定単位数に8%を乗じて算出した額			1月につき

※入浴介助加算Ⅰは入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有するとともに、入浴に関する研修を行っている場合に算定できます。

※入浴介助加算Ⅱは、個別の入浴計画に基づいて個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境で入浴介助を行うなどの要件を満たす場合に算定できます。

※サービス提供体制強化加算Ⅰは、介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70/100以上、又は勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25/100以上の場合に算定できます。

※科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している場合等の要件を満たす場合に算定できます。

※送迎減算とは、事業所が何らかの理由で利用者に対して送迎を行わなかった場合、片道を1回として減算するものです。

※*1、*2は令和6年5月31日までの期間において適用され、令和6年6月1日からは*3が適用となります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

②食事

当センターでは、栄養士のたてる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び疾病を考慮した食事を提供します。昼食費は500円です。

(食事時間)

昼食 12:00～13:00

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金；材料代等の実費をいただきます。

④理容サービス

定期的に業者による理容を行います（実費負担）。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 下記指定口座への振り込み

青森銀行	三戸支店	普通預金 327297	社会福祉法人 恵心会
			特別養護老人ホーム鶴亀荘
			施設長 原 佳 毅
みちのく銀行	三戸支店	普通預金 1400614	社会福祉法人 恵心会
			特別養護老人ホーム鶴亀荘
			施設長 原 佳 毅

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の自己負担相当額

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

5. 非常災害対策

①計画の策定

当事業所は、非常災害に関する具体的計画を作成し、その計画に基づき非常災害対策を行います。

②訓練

消防訓練及び避難・救出訓練は、年2回実施します。

6. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の体調の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の治療医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

また、通所介護の迎えの際、利用者の安否確認ができないときは、速やかに緊急連絡先へ連絡するとともに事業所管理者に連絡し、状況に応じて警察他関係機関と連携して対応します。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 住所 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	()

7. 事故発生時の対応

通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

8. 損害賠償

当事業所では、損保ジャパン株式会社の社会福祉施設総合損害補償『しせつの損害補償』に加入しています。施設内外における賠償・傷害事故等に幅広く補償されます。

※傷害事故による保険請求はケガをされたご本人（ご本人が難しい場合はご家族）からの請求により、保険金は保険会社から直接ご本人に支払われます。所定の手続きについては当事業所でもお手伝いいたしますが、原則ご本人の手続きとなります。

9. 身体拘束の制限

当事業所では、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を実施しません。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、ご家族に説明し同意を得て、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

10. 虐待防止

当事業所では、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止に関する担当者を設置します。

11. サービス利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- ① サービスの利用中に気分が悪くなった時は、すぐに職員へお申し出ください。
- ② 喧嘩や口論、飲酒や指定場所以外での喫煙等、他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮願います。
- ③ 施設の秩序、風紀を乱し安全衛生を害する行為はご遠慮願います。
- ④ 施設の設備、備品は損傷することのないよう十分留意願います。
- ⑤ 体調の変化などによりサービスを利用できなくなった時は、できる限り早めに担当の介護支援専門員、又は当事業所へご連絡ください。
- ⑥ 利用者及び利用者の家族は、当事業所に対し、いつでもサービスの提供に関する記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし複写に際しては、1枚につき10円を申し受けます。

12. 苦情の受付

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

【生活相談員】 山本 育男、佐藤明子、下村美日

○受付時間 月曜日から土曜日（但し、1月1日から1月2日を除く）

8：30～17：30

また、苦情受付ボックスを正面玄関に設置し、第三者委員を下記の通り設置しています。

○第三者委員 （毎月1回施設を訪問し相談を受けます。日時は施設内に掲示しております。）

【八戸地域ふくしオンブズマンネットワーク委員】 2名

○相談窓口 事務局電話 090-4226-4693

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

三戸町役場健康推進課高齢者支援班	所在地 〒039-0198 三戸町大字在府小路町43 電話番号・FAX 0179-20-1153・0179-20-1105
------------------	--

青森県国民健康保険団体連合会	所在地 〒030-0801 青森市新町二丁目4番1号 電話番号・FAX 017-723-1336・017-723-1088
青森県社会福祉協議会 (青森県運営適正化委員会)	所在地 〒030-0801 青森市中央三丁目20番30号 電話番号・FAX 017-723-1391・017-723-1394

13. 情報提供に関する同意

当事業所では、ご契約者及びご家族の個人情報を第三者に漏らすことはいたしません。但し、次の事項についてはご同意願います。

○ご契約者に介護保険及び医療サービスの円滑な援助を行うために、医療機関等関係機関へ個人情報を提供できるものとします。

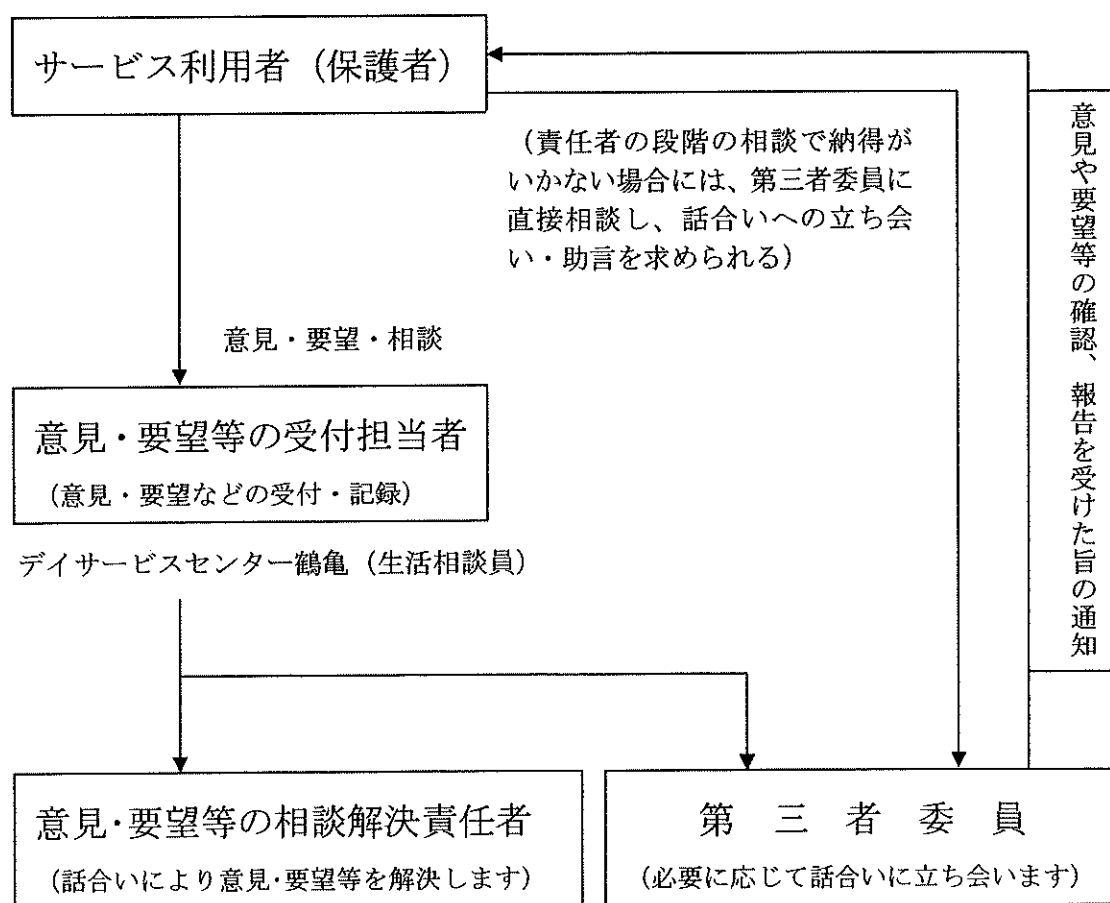
○学会等の事例発表等において、ご契約者及びご家族の個人情報を使用させていただくことがあります。但し、住所・氏名等の個人が特定できる情報は控えさせていただきます。

14. 個人情報保護法に対する基本方針と利用目的

当事業所では、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図る事といたします。利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護の下、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、必要な範囲を越えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

ご意見・ご希望の解決のための仕組みについて

社会福祉法人 恵心会
デイサービスセンター 鶴亀



*相談解決の結果（改善事項）は口頭もしくは文書で責任者よりご報告申し上げます。
*以上の仕組みで解決できないご意見・ご要望は、青森県社会福祉協議会に設置された青

森県運営適正化委員会「福祉サービス相談センター」に申し立てることもできます。
青森県運営適正化委員会「福祉サービス相談センター」 017-731-3039

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 恵心会 デイサービスセンター鶴亀

説明者職名 生活相談員 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

代筆者氏名

続柄 ()

*この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。